

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 有価証券の公開買付について（中）

### －公平法による企業結合の届出とは－

#### 4. その他法により届出が必要となるケース

公開買付者が公開買付けを行おうとする際、証交法及び公開買付管理方法に基づき、金管会への届出を必要とする場合がある。そのほか、華僑や外国人が台湾の公開発行会社の有価証券を買付けしようとする場合に、經濟部投資審議委員会（以下「投審会」）へ届出をする必要がある。また、公平法に定める企業結合の条件に適合する場合も公平会に届出しなければならない。その他の機関（投審会、公平会など）に対し承認の取得又は届出の必要がある場合については、同時に書類を送付し、それぞれ審査することを原則とする。

##### (1) 投審会への届出

投資者が本条例に基づき投資をする場合、投資申請書に記入を行い、投資計画及び関連証明書類を添付し、主務機関に承認を申請しなければならない。（華僑投資条例・外国人投資条例第8条）

また、保有する中華民國の会社株式又は出資額が即ち当該条例でいう投資に当たる。（外国人投資条例第4条第1項第1款）

##### (2) 公平会への届出

企業の結合には、生産規模の拡大・規模の経済の利益獲得を目的とする「水平型結合」、上流の生産要素又は下流の販売ルートのコントロールのための「垂直型結合」、又は経営版図の拡大・他市場の領域へ進出する目的で行う「多角化結合」<sup>1</sup>があるが、前述の原因以外に事業者がその他の原因で結合という戦略を取る可能性も排除できない<sup>2</sup>。公平法における結合の届出は、事前の異議届出制を採用しているが、つまり事業者が結合を行う時には、事前に公平会にその結合の計画を届出する必要があるということで、公平会が法定期限内に異議の提出を行わなかった場合、当該結合事業者は、その結合計画に従って合法的に結合を進めることができる。また、公平会は、禁止をしてはならない<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 「水平型結合」とは、結合に参加する事業者が水平な競争関係にある場合をいう。「垂直型結合」とは、結合に参加する事業者が上流と下流の関係にある場合をいう。「多角化結合」とは、結合に参加する事業者が水平な競争関係及び上流と下流の関係にはない場合をいう。（公平会 2015 年 4 月 13 日公服字第 10412603301 号発布「公平交易委員会による結合届出案件処理原則」（以下「結合届出処理原則」）第2点）

<sup>2</sup> 汪渡村、公平交易法、増訂第6版、五南、2015年10月、P.49

<sup>3</sup> 前述注9に同じ（P.60）

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

1) 結合の届出必要性の有無

Step 1: 結合の定義に適合（公平法第 10 条）
<p>「結合」とは、事業者が次のいずれかに該当する場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他事業者と合併する場合</li> <li>2. 保有又は取得した他事業者の株式又は出資額が、他事業者の議決権のある株式総数又は資本総額の 3 分の 1 以上に達する場合</li> <li>3. 他事業者の事業の全部若しくは主要部分を譲受ける又は賃借する場合</li> <li>4. 他事業者と共同経営する、又は委託を受けて他事業者を経営する場合</li> <li>5. 直接又は間接的に他事業の業務経営又は人事の任免を支配する場合</li> </ol>
Step 2: 結合の届出に必要な条件に適合（公平法第 11 条第 1 項）
<p>企業結合時、次のいずれかに該当する場合、事前に主務機関に届出をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 結合により、市場における占有率が 3 分の 1 に達する場合</li> <li>2. 結合に参加する一事業者の市場における占有率が 4 分の 1 に達する場合</li> <li>3. 結合に参加する事業者の前期会計年度 1 年分の売上げ金額が、主務機関が公告する金額を超える場合</li> </ol> <p>※ 結合の届出に必要な条件に適合しても、公平法第 12 条に定める状況があり、当該企業結合が市場の構成を改変しない、又は市場競争に影響を生じない場合、結合管制的の必要がないため届出しなくてよい。</p>

2) 公平法第 11 条における「売上金額」の標準及び計算<sup>45</sup>

- ① 売上金額：事業者の営業収入の総額をいう。
- ② 売上金額の計算
  - a. 事業者が中華民国領域内で売り上げた金額
  - b. 「結合に参加する事業者と支配や従属関係にある事業者」及び「結合に参加する事業者と同一事業者又は複数の事業者の支配を受ける従属関係にある事業者」の売上金額は併せて算入しなければならない。

③ 結合の届出を提出すべき売上金額（要件 a 及び b に適合）

<sup>4</sup> 公平法施行細則第 7 条

<sup>5</sup> 公平法が 2015 年 3 月 9 日に公綜字第 10411602031 号に定めた「企業結合において公平交易委員会に届出すべき売上金額の標準及び計算方法」参照

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

結合参加事業者	結合参加事業者の前会計 年度売上金額 (要件 a)	結合参加事業者と結合 する事業者の前会計年 度売上金額 (要件 b)
金融業以外	新台幣ドル 150 億元超	新台幣ドル 20 億元超
金融業	新台幣ドル 300 億元超	新台幣ドル 20 億元超

- ④ 売上金額の計算が客観的に標準を評価しているのに比べ、公平法第 11 条第 1 項第 1 款及び第 2 款における市場占有率の計算は、関連市場の境界及び占有率の計算について、事業者と主務機関の間で隔たりがあり争議が生じやすい可能性がある。
- 3) 結合届出の審査期間（公平法第 11 条第 7 項～第 9 項）  
原則として公平会への届出の受理完了の日<sup>6</sup>から起算して 30 日とし、必要時は短縮又は延長することができる。但し、延長期間は 60 日を超えてはならない。このほか、事業者は、公平会による審査期間中は結合を行ってはならない。
- 4) 公平会による結合の届出案件の処理<sup>7</sup>
- ① 結合案件の審査
- a. 簡略化手続（適用案件の類型は、結合届出処理原則第 7 点を参照）
  - b. 一般手続
    - (a) 水平型結合の届出案件（水平型結合の競争制限効果を考慮する要因は、結合届出処理原則第 9 点を参照）  
公平会は、原則として競争制限の顕著な疑いがあると認める場合、経済利益全体の状況を一層考慮しなければならない。（結合届出処理原則第 10 点）
      - i. 結合参加事業者の市場占有率の総計が 2 分の 1 に達する場合
      - ii. 関連市場の二大事業者の市場占有率が 3 分の 1 に達する場合
      - iii. 関連市場の三大事業者の市場占有率が 4 分の 3 に達する場合

<sup>6</sup> 公平法施行細則第 11 条により、公平法施行細則第 9 条の規定に適合するうえ、記入を終えた届出書類を事業者が提出し、公平会が受理した收受日を指す。

<sup>7</sup> 結合の届出についての処理原則は、前述注 8 に同じ

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

第 ii 款又は第 iii 款の状況において、結合参加事業者の市場占有率の総計が 20%に達する場合

- (b) 垂直型結合の届出案件（垂直型結合における競争制限効果を考慮する要因は、結合届出処理原則第 11 点を参照）
- (c) 多角化結合の届出案件（多角化結合が顕著な競争の可能性があるか否かの判断は、結合届出処理原則第 12 点を参照）

② 経済利益全体を考慮する要因（結合届出処理原則第 13 点）

競争制限の疑いが顕著である結合届出案件について、届出事業者は、次の経済利益全体を考慮する要因を提出し、公平会の審査に供することができる。

- (1) 経済効率
- (2) 消費者利益
- (3) 結合参加事業者のうち元々弱い立場の方の事業者
- (4) 結合参加事業者の一方が経営危機の事業者
- (5) その他経済利益全体に関する具体的効果

③ 結合届出案件の処理方式<sup>8</sup>

異議なし	競争制限の疑いのない場合については、公平会は異議の表示は行わず、届出事業者は、30 日が経過した後、結合を行うことが可能となる。
短縮通知発送	公平法第 11 条第 7 項但書により、公平会が結合届出案件に異議のない場合、必要時に短縮通知を発することができる。事業者は、短縮通知を受け取りの後直ちに結合を行うことができ、30 日が経過するのを待たなくて良い。
結合禁止	結合によって形成され得る「競争制限の不利益」が経済全体の利益を上回る場合、公平会は、書面で結合の禁止を通知する。
延長通知発送	公平会が届出の受理を完了した日から 30 日以内に、現有の資料では「競争制限の不利益」が「経済全体の利益」を上回るのかあるいは下回るのかの判断が難しいうえ、市場構成が経済利益全体に及ぼす影響を更に理解する必要がある場合、公平法第 11 条第 7 項但書により、届出事業者

<sup>8</sup> 公平交易委員会、認識公平交易法、増訂第 16 版、公平交易委員会、2015 年 7 月、P.69・70

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	に審理期間の延長を通知することができる。
--	----------------------

※ 結合による「経済全体の利益」が「競争制限の不利益」を上回る場合、公平会は、その結合を禁止してはならない。ただ、公平会は、その決定に対し条件又は負担を付加し、結合によってもたらされた競争制限の疑いを除き、経済全体の利益が競争制限の不利益を上回るよう確保することができる<sup>9</sup>。

## 5. 公開買付けの条件

公開買付説明書に記載すべき買付け条件は、概ね以下の通りである。

(公開買付説明書記載事項準則第 6 条)

### (1) 公開買付期間

原則として最短で 20 日、最長で 50 日とする。

(公開買付管理方法第 18 条)

### ※ 公開買付期間中の義務

公開買付者及びその関係者は、公開買付期間中、市場において別途買付けをしてはならない義務を有する。違反する場合、応募者に対し損害賠償責任を負わなければならない。(証交法第 43-3 条)

### (2) 公開買付予定数の最高及び最低数量

公開買付の数量は、その他法律に別段の規定がある場合を除いて、上限の制限はないようである。ただ、公開買付者が下限を設定する時、買付対象となる公開発行会社の有価証券総数の 5%を下回ることがないとするのが合理であるだろう。(証交法第 43-1 条第 2 項但書)

### (3) 公開買付けの対価

現金・国内にて発行の有価証券・外国の有価証券又はその他財産を対価とすることができる。

### (4) 当該公開買付けについて、金管会若しくはその他主務機関を通じた承認取得又は届出發効の要否、及び承認取得済み又は発効済みの有無

### (5) 公開買付者による当該公開買付条件の成立及び公告後、公開買付管理方法第 19 条第 4 項に規定の事情を除いて、応募者は、その応募を撤回してはならない。

#### 1) 公開買付条件について下記の変更を行ってはならない。

(証交法第 43-2 条第 1 項、公開買付管理方法第 7-1 条)

- 公開買付価格の引き下げ

<sup>9</sup> 公平法第 13 条・結合届出処理原則第 14 点

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- 公開買付予定の有価証券の数量減少
  - 公開買付期間の短縮
  - その他金管会が規定する事項
- 2) このほか、公開買付者は、同一の買付条件で公開買付けを行わなければならない。違反する場合、公開買付者は、応募者に対し損害賠償責任を負わなければならない。(証交法第 43-2 条第 2 項)

## 6. 公開買付けの結果

### (1) 公開買付条件の成立<sup>10</sup>

公開買付期間満了前に公開買付者が定める最低買付数に達する場合をいう。ただ、当該公開買付が金管会若しくはその他主務機関を通して承認を取得する又は届出を発効する必要がある場合、その承認を取得又は発効済みでなければならない。また、応募の数量が買付予定数を超える場合、公開買付者は、全ての応募者から按分比例で買取りしなければならない。

### (2) 公開買付条件の未成立

公開買付期間満了後、応募数量が最低買付予定数に満たない場合、又は金管会若しくはその他主務機関を通して承認を取得する又は届出を発効する必要があるにもかかわらず、その承認を取得していない又は届出が発効していない場合、公開買付けは失敗となり、公開買付者が応募者と当初結んだ契約は全て取消しになる。

そのうえ、証交法第 43-5 条第 3 項に基づき、公開買付者の買付期間における買付けが予定数に満たない、又は主務機関の承認を得て公開買付けの実施を停止する場合、**正当な理由があるうえ、主務機関の承認を得た場合を除いて、公開買付者は、1 年以内は同一の買付対象会社で公開買付けを行ってはならない。**

<sup>10</sup> 公開買付管理方法第 19 条第 2 項・第 23 条

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。